

別府市公告第 99 号

## 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）第22条の規定に基づき公告する。

令和6年3月27日

別府市長 長野 恭紘



### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 委託業務名

令和6年度別府市指定ごみ袋可燃物用（大）作製等委託業務

#### (2) 履行場所

別府市内の事業所

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

#### (4) 業務の概要

- ・別府市指定ごみ袋可燃物用（大）の作製
- ・指定倉庫への搬入に関すること全般

#### (5) 予定価格

非公表とする。

#### (6) 最低制限価格

設定しない。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日において、別府市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成7年別府市告示第176号）第6条の競争入札参加資格者名簿に「0702：雑貨」にて登録されている者であること。
- (3) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（令和5年別府市告示第71号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職者を有する団体及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (7) 別府市内に本店があること。
- (8) 過去3年以内に別府市に別府市指定ごみ袋を納品した実績があること。
- (9) 業務全体の責任者として、本市との連絡・調整・報告の業務を行う者を選任できること。

## 3 入札に関する手続き等

### (1) 公告等の配布

公告等の配布を次のとおり行う。

また、当市のホームページからもダウンロードすることができる。

URL:[https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu\\_keiyaku/itaku/gomikanen.html](https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/itaku/gomikanen.html)

#### ア 配布日

令和6年3月27日（水）から令和6年4月8日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時までとする。

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

※ホームページからの閲覧及びダウンロードに関しては、日時等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

「7の事務局」とする。

ウ 配布資料

公告（本書）の写し、仕様書一式、入札参加資格審査申請書類一式、入札書一式

(2) 公告等に関する説明会

公告等に関する説明会は実施しない。

(3) 公告等に関する質問の受付

公告等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年3月27日（水）から令和6年4月3日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「7の事務局」とする。

ウ 提出方法

公告等に関する質問書【様式1】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては標題を「別府市指定ごみ袋可燃（大）作製等業務質問書」とすること。

なお、上記以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）による質問は一切受け付けない。

(4) 公告等に対する質問への回答

提出された質問（類似の質問が複数ある場合は集約する。）及び質問に対する回答は、令和6年4月8日（月）から別府市公式ホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答しない。

(5) 入札参加資格審査申請書等の提出

入札参加者は次のとおり入札参加資格審査申請書等（以下「申請書等」という。）を提出すること。

ア 提出期間

令和6年3月27日（水）から令和6年4月3日（水）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「7の事務局」とする。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格審査申請書【様式2】

(イ) 誓約書【様式3】

(ウ) 業務等実績調書【様式4】

※業務等実績調書に記載した実績が確認できる書類（契約書等の写し及び内容・規模等が確認できる書類）

(エ) 配置予定業務責任者調書【様式5】

※配置予定業務責任者が所属会社と入札の申込日以前に3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がわかるもの（保険証の写し等）を添付すること。

エ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は一切認めない。

郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については一切考慮しない。

(6) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、令和6年4月8日（月）までに入札参加者に対し、書面にて通知する。

(7) 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、3の(6)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は任意）を「7の事務局」に持参して説明を求めることができるものとする。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

イ 説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

(8) 入札保証金

免除とする。

(9) 入札及び開札

ア 日時

令和6年4月12日（金） 午後2時

イ 場所

別府市役所3階 入札室

ウ 提出方法

持参によること。

エ 提出書類

(ア) 入札書

(イ) 委任状

※入札参加者の代理人が入札等を行う場合は、委任状を提出すること。

オ 入札執行回数

入札回数は2回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、再度の入札で落札者がいなかった場合は、随意契約に移行する場合がある。

カ 入札書の記載金額について

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

キ 入札の辞退

入札参加者は、入札執行に至るまでは入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、**入札辞退届**を持参又は郵送により令和6年4月11日（木）午後5時まで（必着）に提出すること。

なお、入札を辞退した場合に、今後、当市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

ク 入札参加者が1者の場合の措置

入札参加者が1者であっても、落札者を決定する。

ケ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるとき

落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

コ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(ア) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は提出書類に虚偽の記載をした者の入札

(イ) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(ウ) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(エ) 同一の入札について2以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(オ) 入札金額を訂正した入札

(カ) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

(キ) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示した者のした入札

(ク) 入札参加申請書等及び入札書類の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

(ケ) 当該入札において談合情報が寄せられ、次により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のaからdのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

a 当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率）」という。）が入札結果と一致している場合

b すべての入札参加者が入札結果と一致している場合

c 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果に不自然な事実がある場合

- d その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合
- (ウ) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札

#### 4 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

#### 5 契約に関する事項

##### (1) 契約書作成の要否

要とする。

##### (2) 契約保証金

免除とする。

##### (3) 支払条件

毎月の入庫確認後、翌月払いとする。

#### 6 その他

(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 当市は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、当市は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けたとき。

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(4) 当市は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、当市は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(5) 当市は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合、契約の解除を行うことができるものとする。

(6) 落札者は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当市に速やかに申し出ること。

(7) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 7 事務局

本入札において、事務を担当する部局は次のとおりとする。

別府市 市民福祉部 生活環境課

住 所：〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

電 話：0977-21-1134

E-mail：env-le@city.beppu.lg.jp